

オーストラリア向けいちご輸出検疫条件の概要

1 対象植物

いちご (*Fragaria* × *ananassa*) の生果実

2 検疫対象病害虫

オウトウショウジョウバエ、ニセオウトウショウジョウバエ、*Drosophila subpulchrella*、ウスグロアザミウマ、ヒラズハナアザミウマ、ミカンキイロアザミウマ、オウトウハダニ、*Eotetranychus geniculatus*、カンザワハダニ、コウノアケハダニ、スミスハダニ、角斑細菌病菌

3 主な検疫条件

| 臭化メチルくん蒸処理を行わない場合  | 臭化メチルくん蒸処理を行う場合  |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 生産施設の登録</li> <li>● 選果こん包施設の登録</li> <li>● 生産施設でのショウジョウバエ類に対するトラップ調査</li> <li>● 生産施設でのショウジョウバエ類に対する生果実調査</li> <li>● 生産施設での角斑細菌病菌に対する目視検査</li> <li>● 選果こん包施設でのショウジョウバエ類に対するトラップ調査</li> <li>● 輸出検査</li> <li>● 輸出可能期間：12月～3月（※）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 生産施設の登録</li> <li>● 選果こん包施設の登録</li> <li>● くん蒸施設の登録</li> <li>● 生産施設での角斑細菌病菌に対する目視検査</li> <li>● 臭化メチルくん蒸</li> <li>● 輸出検査</li> <li>● 輸出可能期間：通年</li> </ul> |

※ 完全密閉等によりショウジョウバエ類の侵入防止措置を講じた施設で生産する場合は通年で輸出することができますが、事前に施設の性能等に係る資料を豪州側に提出し、豪州側の承認を得る必要があります。当該施設で生産したいちごの輸出を希望する場合は、最寄りの植物防疫所までご相談ください。

(1) 生産施設の登録

生産者は、日本の植物防疫所に対して生産施設（ガラス温室、ビニールハウス等）の申請を行い、植物防疫所が登録する。

(2) 選果こん包施設の登録

選果こん包施設の責任者は、植物防疫所に選果こん包施設の申請を行い、植物防疫所が登録する。

(3) くん蒸施設の登録（臭化メチルくん蒸処理を行う場合）

くん蒸施設の責任者は、植物防疫所にくん蒸施設の申請を行い、植物防疫所が登録する。

(4) オウトウショウジョウバエ、ニセオウトウショウジョウバエ、*Drosophila subpulchrela*（以下「ショウジョウバエ類」という。）を対象としたトラップ調査及び生果実調査の実施（臭化メチルくん蒸処理を行わない場合）

植物防疫官又は検査補助員が以下の調査を実施する。

① 登録生産施設及びその周囲でのトラップ調査

ア 調査の実施期間は、輸出開始の1ヶ月前から輸出期間終了まで。

イ 日本酒及び蜂蜜を重量比5：1で混合したもの、リンゴ酢等を誘引剤としたトラップを使用する。

ウ トラップ調査密度は、以下のとおり。

(ア) 生産施設内

最低2個設置し、そのうち1個は入口付近に設置する。

(イ) 生産施設外

| 生産施設面積      | トラップ設置数 |
|-------------|---------|
| ～0.5ha      | 2個      |
| 0.5ha～1.0ha | 3個      |
| 1.0ha～1.5ha | 4個      |
| 1.5ha～2.0ha | 5個      |
| 2.0ha～2.5ha | 6個      |
| 2.5ha～3.0ha | 7個      |
| 3.0ha～5.0ha | 11個     |
| 5.0ha～10ha  | 21個     |

エ 毎週トラップを点検し、誘引剤は2週間ごとに交換する。

② 登録生産施設での生果実調査

ア 調査の実施期間は、輸出開始の1ヶ月前から輸出期間終了まで。

イ 生産者毎に毎週300個以上の果実について目視検査を行い、果実に症状が確認された場合は果実を切開する。

(5) 登録生産施設での角斑細菌病菌を対象とした目視検査

植物防疫官又は検査補助員が栽培初期及び輸出開始の4～6週間前に、全てのいちご株について目視検査を実施する。

(6) 登録選果こん包施設でのトラップ調査（臭化メチルくん蒸処理を行わない場合）

植物防疫官又は検査補助員がショウジョウバエ類に対する以下のトラップ調査を実施する。ただし、病虫害侵入防止が講じられた選果こん包施設については実施不要。

① 調査の実施期間は、輸出開始の1ヶ月前から輸出期間終了まで。

② 日本酒及び蜂蜜を重量比5：1で混合したもの、リンゴ酢等を誘引剤とした

トラップを使用する。

- ③ トラップは、1施設当たり1個設置する。
- ④ 毎週トラップを点検し、誘引剤は2週間ごとに交換する。

#### (7) 選果・こん包及び表示

登録選果こん包施設において、選果及びこん包を実施する。こん包は、密閉容器又は開口部に網（孔の直径が0.98mm以下のものに限る）が張られている容器が用いられ、各こん包への表示（「Product of Japan for Australia」・「fresh strawberries」という標記、こん包施設番号、生産施設番号、くん蒸施設番号（臭化メチルくん蒸処理による場合））がなされていること。

#### (8) 登録くん蒸施設でのくん蒸の実施（臭化メチルくん蒸処理を行う場合）

登録くん蒸施設において、臭化メチルくん蒸を実施すること。

#### (9) 輸出検査の実施

植物防疫官による輸出検査を受け、以下の条件に適合していれば、植物検疫証明書が発給される。

- ① 検疫対象病害虫の付着がないこと
- ② 各こん包には、(7)に定める表示がなされていること
- ③ 船積貨物又は航空貨物であること

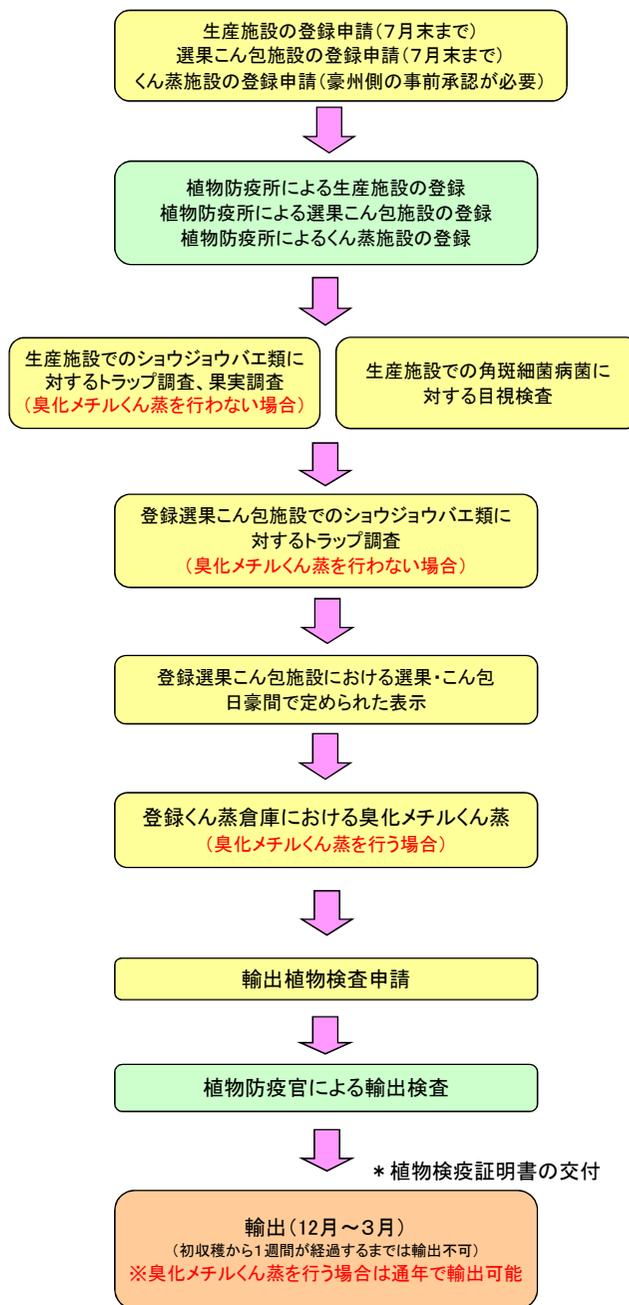
#### (10) 輸出可能期間

- ① 臭化メチルくん蒸処理によらない場合：12月1日から3月31日まで  
（ただし、初収穫から1週間が経過するまでは輸出不可）
- ② 臭化メチルくん蒸処理の場合：通年で輸出可能

#### (11) その他

- ① 登録くん蒸施設において臭化メチルくん蒸を行う場合は、(4)及び(6)は不要。
- ② (4)、(6)又は(9)において、ショウジョウバエ類が発見された場合、当該生産施設から半径15km以内に存在する登録生産施設からのいちご生果実の輸出は停止される。輸出再開は、(4)の調査を3週間実施し、ショウジョウバエ類の発生がないことが確認できるまで認められない。
- ③ (5)又は(9)において、角斑細菌病菌が発見された場合は、当該施設で生産されたいちご生果実のそのシーズンの輸出は認められない。

# オーストラリア向けいちご輸出フローチャート



1. 生産施設の登録  
生産者等は、植物防疫所に生産施設の登録の申請を行い、植物防疫所が登録する。
  2. 選果こん包施設の登録  
選果こん包施設の責任者は、植物防疫所に選果こん包施設の登録の申請を行い、植物防疫所が登録する。
  3. くん蒸施設の登録 (臭化メチルくん蒸を行う場合)  
くん蒸倉庫の責任者は、植物防疫所に選果こん包施設の登録の申請を行い、植物防疫所が登録する。
  3. 生産施設でのショウジョウバエ類に対するトラップ調査、果実調査の実施 (臭化メチルくん蒸を行わない場合)  
(1) 調査の実施期間は、輸出開始の1ヶ月前から輸出期間終了まで。  
(2) 日本酒及び蜂蜜を重量比5:1で混合したものの、リンゴ酢等を誘引剤としたトラップを使用する。  
(3) 生産施設内及びその周囲に設置する。  
(4) 毎週トラップを点検し、誘引剤は2週間ごとに交換する。  
(5) 生産者毎に毎週300個以上の果実を目視検査し、症状が確認された場合は果実を切開する。
  4. 生産施設での角斑細菌病菌に対する生果実調査の実施  
(1) 調査の実施期間は、栽培初期及び輸出の4~6週間前。  
(2) 全ての苗について目視検査を実施する。
  5. 選果こん包施設でのショウジョウバエ類に対するトラップ調査の実施(病虫害侵入防止措置が講じられている場合は不要) (臭化メチルくん蒸を行わない場合)  
(1) 調査の実施期間は、輸出開始から輸出期間終了まで。  
(2) 日本酒及び蜂蜜を重量比5:1で混合したものの、リンゴ酢等を誘引剤としたトラップを使用する。  
(3) 選果こん包施設内の入り口付近に設置する。  
(4) 毎週トラップを点検し、誘引剤は2週間ごとに交換する。
  5. こん包の実施  
登録選果こん包施設において選果こん包を実施し、こん包する箱には、仕向地等、日豪間で定められた表示を行う。
  6. くん蒸の実施 (臭化メチルくん蒸を行う場合)  
輸出される生果実は、登録くん蒸倉庫において、臭化メチルくん蒸(薬量40g/m<sup>3</sup>、果実温度18℃以上、3時間)を実施する。
  7. 輸出検査  
日本の植物防疫官による輸出検査を受け、以下の条件に適合していれば、植物検疫証明書が発給される。  
(1) 検査対象病害虫の付着がないこと。  
(2) 葉(がくを除く)、枝が付着していないこと。  
(3) こん包には日豪間で定められた仕向地等が表示されていること。  
(4) 船積貨物又は航空貨物であること。
- 注1: トラップ調査、果実調査又は輸出検査において、ショウジョウバエ類が発見された場合、当該生産施設から半径15km以内に所在する生産施設からのいちご生果実の輸出が停止される。輸出再開は、トラップ調査及び果実調査を3週間実施し、ショウジョウバエ類の発生がないことが確認できるまで認められない。  
注2: 目視検査及び輸出検査において、角斑細菌病菌が発見された場合は、当該生産施設からのいちご生果実のそのシーズンの輸出は認められない。  
注3: 病虫害侵入防止措置を講じた生産施設(豪州側の承認が必要)で栽培されたいちご生果実については、通年での輸出が可能。